

Title	わが国対東南アジア経済協力の新段階
Sub Title	New stage of Japan's economic cooperation with South-East Asian countries
Author	山本, 登
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.9 (1959. 9) ,p.749(1)- 759(11)
JaLC DOI	10.14991/001.19590901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590901-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590901-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

平出宣道著『近代資本主義成立史論』……………中村勝己(三)

麻生久伝刊行委員会『麻生久伝』……………飯田鼎(五)

ハンス・ヴィルグラー著『古典学派批判者としてのマルサス』……………白井厚(三)

儀我壯一郎著『現代中国の企業形態』……………平野絢子(七)

高村象平監修『日本塩業史』……………宇治順一郎(七)

わが国対東南アジア経済協力の新段階

山本登

「経済協力」という言葉は、戦後の国際社会での通り言葉の一つになつてゐる。それは根本的には、戦後の世界経済において、一国だけでその経済的自立と発展を全うしようとする国は殆んど存しないという基本的事実に基づいてゐる。したがって経済協力関係は、先進国相互間、また後進国相互間においても当然成り立ちうるわけであるが、ヨリ端的には先進国対後進国の関連について、とり上げられるのが通例である。またそこを現代の世界経済において、後進国問題のもつ重要性が指摘される。

この点からして、「経済協力」は往々にして先進国による「偽装された帝国主義」として批判される場合がある。しかし帝国主義段階における先・後進国間の関係は、前者による植民政策の実行を軸として、後者に対するいわゆる植民地的経済開発の方式の適用を意味し、その目標は明らかにこれを通じての先進国によるあくなき超

わが国対東南アジア経済協力の新段階

過利潤の追求にあつた。

これに対して「経済協力」は、いわば近代的経済開発の理念と目され、後進国の経済開発に対する先進国の援助、そして後進国の経済成長の促進とその生活水準の引上げに協力することを意味する。先・後進国間の著しい経済力の隔差から、そこに前記の批判を招く要因はなしとしない。しかし反面において、戦後の世界の新情勢(社会主義世界経済体制の分立、後進国の政治的独立と経済的地位の向上、とくに後進国自体の積極的な経済開発計画の励行)についての先進国側の認識に加えて、過去の植民地的経済開発方式の結果についての多少の反省が作用していることも否定できない。

ただ「経済協力」が国際的通用語となつてからすでに十年以上の歴史を経過したにも拘わらず、必ずしもこの概念は明確に規定されているとはいえない。ごく概括的にいう場合、それは広く、贈与、借款、投融資、輸出代金延払等の諸形態を含むものと解釈され、また政府間ベーススおよび民間ベーススの双方に互るものと解される。

わが国海外投資実績表 (1958年12月末現在) (単位:千ドル)

形態別 年度別	証券取得			債権取得	不動産取得	合計	技術援助 (件数)
	生産事業	商業等	小計				
1950							1
1951	(3) 41	(11) 324	(14) 365	(2) 2,621		(16) 2,986	1
1952	(3) 258	(8) 1,629	(11) 1,887	(1) 19		(12) 1,906	4
1953	(9) 489	(14) 756	(23) 1,245	(3) 905		(26) 2,150	10
1954	(5) 3,557	(16) 1,016	(21) 4,573	(2) 369		(23) 4,942	16
1955	(11) 3,033	(28) 3,728	(39) 6,761	(4) 2,324		(43) 9,085	23
1956	(16) 8,726	(39) 3,259	(55) 11,985	(12) 5,817	(2) 155	(69) 17,957	13
1957	(16) 15,542	(20) 2,473	(36) 18,015	(22) 14,108	(4) 367	(62) 32,490	30
1958 (4~12)	(17) 15,221	(13) 1,451	(30) 16,672	(7) 24,495	(2) 1,553	(39) 42,720	20
累計	(80) 46,807	(145) 14,636	(229) 61,503	(53) 50,658	(8) 2,075	(290) 114,236	118

(注1) 証券取得の商業等および不動産取得は1958年9月末現在  
 (注2) 商業等とは、商社、メーカー、金融機関等の海外出先機関としての商業業務、金融業務等を行なう現地法人の設立等のための出資をいう。  
 (注3) 括弧内は件数  
 [出所] 通産省経済協力課調べ

わが国対東南アジア経済協力の新段階

ず、これに伴う経済協力が一向進捗していないことに対する相手国側の不満の現われに外ならない。

しばしば「かけ声ばかりの経済協力」と呼ばれるその現状はいかなるものであろうか。通産省経済協力課の調査により、一九五八年十二月末現在のわが国対外投資実績を示せば、上表の如くである。上表は全体の趨勢を示すにすぎないが、過去八年間の合計が件数にして二九〇件、金額にして一四、二二六千ドルという実態は、例えば戦前(一九三三―三六年)の年平均海外投資五億ドルを遙かに下回る事情が理解される。もちろん戦前は、朝鮮、台湾および満州を含む旧植民地や勢力圏に対する投資が全体の八割を占めていたもので、残りの二〇%についての投資に限ってみても、その年額一億ドルに比して、近況はその三分の一乃至五分の一程度に止まるといえる。

同じ通産省資料により、一九五二―五八年のわが国海外投資の地域別・形態別実績を見ると、前掲の一九五八年十二月末現在の総額一四、二二六千ドルのうち、北米四八、五三二千ドル、中南米四〇、〇三三千ドルで、この両省の合計が全体の約七七%を占め、これに対して東南アジアは二、七九五千ドルで全体の約二割に過ぎず、中近東はとるに足りない。

その形態別内訳については、証券取得の総額六一、五〇三千ドルの八〇%以上は北米と中南米に集中しているのに対し、東南アジアは五、五五九千ドルで、一割未満である。これに反し債権取得は、

ただし通常「技術協力」はこれとは別に併列的に考察されている。

ここでは「経済協力」の概念規定を試みるのが直接の目的ではない。むしろ一応は前述の如き広汎な内容をもつものと考えた上で、現在の世界経済の転換期に処して、後進国自体の従来の経済開発計画にも反省が加えられつつある折柄、日本の対東南アジア経済協力の在り方についても、再検討を要すべき時期にあることを指摘したいと思う。

わが国も亦つと一九五三年末頃から、この問題を正式にとり上げ、東南アジア諸国に対する経済・技術協力の実行を唱えてきた。その後現在にいたるまでの実績は、後述する如く必ずしも顕著なものではない。その理由は、一つには未だ経済余力が充分でなかった段階において、当時の世界的な動向に順応しようとしたいわば背伸びした努力の現われと見られ、二つにはアジアにおける先進国としての意識と実質的にはいわゆる中進国である地位とのもつれが制約的作用を及ぼしたと思われる。

その後のわが国の目覚ましい経済成長を基盤とし、且つ最近における諸外国勢力のアジア地域に対する活潑な援助競争の展開に鑑みて、わが国としてもより積極的、より弾力的にこの地域に対する経済・技術協力を推進すべき時にきていると評価して差支えないであらう。

かくて日本はいまや対東南アジア経済協力の新段階を迎えているといえる。それをいかに進めるべきかは、これまでの経過についての反

省と共に、相手側をめぐる内外の諸条件に関する現実的な認識を深めなくてはならない。

以下、本稿はこのような視角から、本問題についての回顧と展望を試みることにしたい。

二

わが国の対東南アジア経済協力の基本方針を明らかにした一九五三年十二月十八日の閣議決定では、次の三点の重要性が強調された。

- (一) アジア諸国との経済協力を当っては、相手国の立場を尊重し、かつ国際連合および第三国の計画に対し積極的に協力する。
- (二) 経済協力は、原則として民間の創意により行なうものとし、政府はその実施に必要な援助を与える。
- (三) 賠償問題の存する国との間においては、その早期解決をはかる。

現実にこの基本方針がどの程度まで具体化されたかについては、議論の岐れるところである。前掲の第一項はとも角として、第二項に掲げられた「民間の創意」が果して十分に援護されたか、また第三項の「賠償の早期解決」が満足に果されたかについては、疑念なきをえない。例えば対ヴェトナム賠償が漸やく本年五月にいたって調印された事実や、ビルマがその賠償の再検討を申し入れてきていることなどは、賠償協定自体の遂行が円滑に進んでいないのみなら

(2) 債権取得 (国別、業種別) (1958年12月末現在) (単位:千ドル)

	生産事業						商業等	合計
	鉱業	林業 パルプ	水産	繊維工業	機械工業	その他		
インド						(1) 95	(1) 95	(1) 95
フィリピン	(7) 6,811	(3) 649					(10) 7,460	(10) 7,460
タイ	(3) 486						(3) 486	(3) 486
インドネシア							(1) 308	(1) 308
マラヤ	(2) 3,538						(2) 3,538	(2) 3,538
コリア	(2) 3,386						(2) 3,386	(2) 3,386
香港					(1) 6		(1) 6	(1) 6
台湾	(1) 957						(1) 957	(1) 957
合計	(15) 15,178	(3) 649			(1) 6	(1) 95	(20) 15,928	(21) 16,236

(注) 括弧内は件数

わが国対東南アジア経済協力の新段階

総額五〇、六五八千ドルのうち、東南アジアは一六、二三六千ドルで三二%を占め、北米と中南米が約六割と低下し、東南アジアの比重がやや増大していることが注目される。なお後述する如く、技術援助については、東南アジアの比重は頗る高く、総契約件数一八件のうち、東南アジアだけで約八割に及ぶ九〇件を占めている。証券取得が北米と中南米地域に集中しているのは、銀行、商社、証券会社等の海外支店が、現地資本との合弁で独立法人として両地域に多数設置されたことと、中南米諸国は為替管理が比較的ゆるやかで、外資受入体制が東南アジアほど厳しくなかったことによるものと考えられる。

東南アジア諸国では新興国ナショナルリズムの抬頭を背景として、反植民地主義と民族資本擁護の立場が原則として保持され、外国資本の活動がこれまでかなり制約されてきたため、証券取得より固定性の少ない貸付金債権取得ならびに技術提携に、いっそうのウェイトが置かれてきたと解釈される。但し証券取得と債権取得の双方について、業種別には生産事業への投資が商業その他の非生産的業務に對するよりも、遙かに多くの投資額を示している。このことから実は、今後において東南アジア地域の経済開発の前進に伴い、わが国の賠償を含む経済・技術協力が、とくにこの部面において伸張しうる可能性を含むと推定することも許されよう。

因みに東南アジアの各国別に見た、わが国の証券取得ならびに債権取得の内容は次の二表の如くである。

(1) 証券取得 (国別・業種別) (1958年12月末現在) (単位:千ドル)

	生産事業						商業等	合計
	鉱業	製鉄業	林業 パルプ	水産	繊維工業	機械工業		
インド				(2) 162			(4) 822	(6) 984
パキスタン							(1) 62	(1) 62
セイロン				(1) 56	(1) 38		(2) 126	(4) 220
マラヤ				(1) 42			(1) 42	(1) 42
タイ	(2) 161						(1) 400	(3) 561
インドネシア	(2) 971						(1) 16	(3) 987
英領サラワク	(1) 50							(1) 298
ラオス								(1) 120
香港				(1) 76		(1) 6	(1) 17	(3) 99
台湾				(1) 25	(3) 267		(2) 48	(6) 340
琉球	(1) 179		(1) 333	(3) 18	(1) 134		(6) 249	(12) 913
カンボジア			(1) 136					(1) 136
ヴェトナム							(1) 28	(1) 28
フィリピン	(1) 10						(1) 10	(1) 10
合計	(7) 1,371		(2) 469	(9) 379	(5) 439	(1) 6	(19) 1,768	(43) 4,432
							(14) 1,127	(57) 5,559

(注1) 証券取得の商業等は1958年9月末現在

(注2) 括弧内は件数

この外、政府間ベースシスの経済協力としては戦後の日本の歴代内閣の「経済外交」ないしは「アジア外交」の提唱、さらには賠償に伴う経済協力の推進という要望にも拘わらず、これまでのところ余り活潑に具現されていないのが、実状である。ただ若干の例外として、資本協力として贈与するものに、ラオスおよびカンボジアとの間の経済技術協力協定がある。これは右両国が対日賠償請求権を放棄したことに對する感謝の念をも含めて、相手国の希望するプロジェクトに對して、無償で資材と技術の提供を約したものである。すなわちラオスに對しては、二年間にわたり総額十億円の資材と役務を供給し、首都ビエンチャン市の上下道の建設、ダム、橋梁の設計などへの協力を内容とするものであり、実施要目の決定について両国政府間の見解が岐れたため、かなり遷延したが、最近その設計が進められている。

またカンボジアには、三年間にわたり、総額十五億円の資材と役務の供給により、農業技術センター、種畜場、農村診療設備等の設置を計画している。この方も両国間の交渉の技術的な面での意見がなかなか合致せず、本協定の調印を見たのは本年三月二日であるが、ようやく最近になって細目協定の成立によって正式に発足する運びになった。

また借款として供与されるものに、インドに對する七〇〇〇万ドルの円クレジットがある。このうち五〇〇〇万ドルについては、一九五七年十月の岸・ネール会談を基礎として、翌五八年二月に正

式要結したものであるが、その実施手続きの遅延に鑑み、とくに最近その促進が日本側の「三人委員会」その他の手段を通じて企図されつつある。

いずれにしても、最近においてわが国の対東南ア経済協力が、積極的に推進される機運を示しつつあることは、すでに指摘した如く、この問題の新しい段階の展開を示唆するものといつてよからう。

三

経済協力と並んで、あるいはこれと結びついて重要視されるものに、技術協力がある。戦後の後進国開発援助の主要な一項目として、国際連合やアメリカ等により早くから技術援助がとり上げられたことは、周知の如くである。それは一つには後進国の経済開発の阻害要因として、資本不足と共に技術の欠如が致命的なものと考えられたことによるが、二つには、相手国側の国民感情から見て資本援助よりも技術援助の方が、比較的受け入れられ易いという事情に基づくものである。

わが国も亦、一九五四年十月の第六回コロンボ計画協議委員会(オタワ)で、援助国の一員としてコロンボ計画に加入し、本計画の枠内における技術協力の実施に踏み入れた。尤も当時は、賠償が未解決の点もあり、一般にわが国の経済力の回復水準から見て、資本協力の実行は困難であるとの理由から、技術協力のみを志したと解される。したがって初期の段階では、この技術協力の実行予算も

かなり限定されており、五四年度一三〇〇万円、五五年度三〇〇〇万円、この両年度にわが国の派遣した技術専門家二八名、受入技術研修生一六名に止まった。

しかしその後のコロンボ・プラン自体の比較的円滑な進展と技術協力のそのものの意義の拡大——資本協力との結合において、あるいは資本協力の誘発要因としての役割についての認識から、わが国の技術協力予算も次第に増額され、一九五九年度には約三億円が計上された。それに伴って当然、派遣専門家数や受入研修生の数も増加し、一九五八年末までに前者は一五二名、後者は二一四名に達し、この間供与した実習機材は九六〇万円にのぼった。

なお通産省調べによる一九五〇—五八年末の期間の技術援助供与件数の内訳は、次頁の表の如くである。

これによって見れば、これまでの経過において国別にはインドと台湾に最も多く、これに次ぐのがビルマとフィリピンであり、業種別には、鉱業、水産、機械工業の順であることが判る。こうした関連の樹立が妥当か否かは別として、今後の技術協力の方向に関して、何等かの指針を与えるものと評価できよう。

上記のコロンボ・プランに基づく技術協力以外に、最近では相手国政府とのバイラテラルな契約によって、海外技術センターの設立が進められつつある。これはわが国から供与する機械・器具を用いてわが国の技術指導者が直接に現地で指導することを特色とする。例えばインドの西ベンガル中小企業センター、マラヤの木工技術セ

対東南ア技術援助件数 (1950—58年末)

	繊維工業	鉱業	水産	機械工業	建設	電気	薬品	その他	合計
ドアン	1	1	1	4		4		12	23
ン	2	1	1		6			1	10
イ		2	2		1	1			6
ゴ		6			1			2	9
セ			3		1			1	5
ビ		3	5						8
タ		1	3	1					5
フ		1	2			4	3	7	23
ザ				6					6
イ					9	9	3	23	90
マ									
ン									
香									
琉									
台									
合	6	15	14	11	9	9	3	23	90

わが国対東南アジア経済協力の新段階

ンター、タイの電気通信技術センター等である。その他、水道工事、鉄道設計、ダム建設等にも日本の建設技術への協力要請が増大しつつあり、この分野における今後の発展が、有望視されている。これらの技術協力は、多くの場合日本政府が一切の費用を負担するが、時には政府が一部の経費を負担して、他を関係国や国際機関の負担による場合もある。アメリカのICAの第三国研修計画への協力とか国連専門機関からの研修生の受入れ等がこれである。かくしてこれまで数年、日本は上述の各般の計画や機関による相当数の技術者派遣や研修生の受入れを実行してきたわけであるが、その効果については、肯・否相半ばしている如くである。そのいずれについても、現地側あるいは日本側の受入れ体制の如何が根本的な条件を形成すると見られるが、言語・宗教・風俗・習慣の相違からくる摩擦もなしとしない。一般的にいて、これまでは現地派遣の技術者については、稲作技術の指導やダム建設の工事指導等が比較的順調に進んでいるといわれるが、今後は機械工業の部面、そしてとくに中小工業の技術の進出が望まれている。他方研修生の受入れに関しては、次第にその体制も整備されつつある如くであるが、研修生として選出されてくる者は、将来有為の青年層が多く、帰国後は早急に本国の各分野における相当の活動を期待されている者を含むだけに、日本におけるその指導のために、いま一層の受入れ体制の充実が必要視される。

いずれにしても、技術協力は、さきに一言した如く資本協力とは

やや性格を異にするだけに、今後も経済協力との緊密な結びつきにおいて、その伸展を図るべきである。加えてそれは新たな展開をめざす経済協力との関連において、この局面においても新局面を拓く用意が望ましいのである。

四

従来のが国の対東南アジア経済・技術協力の不振の一半の理由が、わが国側にあり、そこに反省さるべき多くの点を含むことは、上述の分析を通じてある程度明らかにされたと思われるが、他の一半の理由は、相手国側の態度および情勢に根ざしている。

経済協力なり技術協力なりの「協力」の意味が往々にして相手国側からは、無償の贈与の如く考えられていることを否めない。これに対して、わが国では経済協力といい、技術協力と唱えても、多くの場合でできるだけこれを商業採算のベシンスで実施したいと意図していることも事実であろう。

しかし問題の根底に横たわるものは、戦後十年に亘る東南アジア各国経済開発の依然たる停滞とこれに基づく経済的困難の増大である。概説すれば、戦後東南アジアの各国は一斉に工業化を中心とする経済開発の推進に着手した。その結果、インフレの昂進と国際収支の悪化を招き、国によっては逆に工業化計画を削減する必要すら生じた。つまり工業化に伴う生産財輸入が激増し、その反面、農業や鉱産資源に対する投資が手控えられたため、東南アジア地域の

主要輸出品である農産物や工業原料の生産と輸出が減少するという悪循環に陥ったのである。加うるに一九五七―五八年の世界的景気後退も背景とするこれら第一次生産品の価格の低落は、多くの東南アジア諸国において輸出収入の減退―国際収支の悪化―手持外貨高の低下を招き、その対策として、輸入制限の強化に止まらず、経済開発計画自体の縮小改訂を必要ならしめた。とくにわが国の対東南アジア貿易は、パキスタン、マラヤなどを除くと一般に毎年わが国の大きな輸出超過が続き、このことから対日輸入を制限する動きすら生じている。

このような事態に処して、最近活潑に提起されている一つの新しい構想として、わが国側から行なう「開発輸入」の促進がある。それは一言にしていえば、わが国が必要とする相手国の第一次生産品の開発に協力し、それをわが国が積極的に輸入することによって、長期的な安定した市場を提供することを内容とする。これが円満に進行する場合、わが国から見れば、適当な経済・技術協力の対象を見出し、その生産物の輸入をわが国が保証することによって相手国側にとつては安定した輸出市場の確保と国際収支の改善に役立ち、さらにまたわが国にとつても近隣輸入市場の拡大が可能になるといふ、いわば一石二鳥ないし三鳥の効果を狙うことになる。

事実本年一月二月、バンコックで開かれたエカフェ主催の第一回域内貿易促進会議においては、参加各国の間で総当たり式のバイラテラルな会談が行なわれ、日本も亦、各国との間に一回ないし二回の

会議をもち、両国間の貿易拡充のための双方の希望項目を披瀝し合った。その成果は必ずしも満足なものとは称し難いが、このような形式の会談を通じて、双方の意図が相互に明確に了解されえたことは、一つの収穫と見做されている。

こうした線に沿って、去る六月東京で持たれた東南アジアの十六公館の経済担当官会議は、現地の空気を伝えると共に、新しい段階に処する経済・技術協力の基本方針について一応の結論を纏めた。その中で「開発輸入の促進」に関しては、次の諸要点が指摘されている。

一、今後わが国の経済・技術協力は、原則としてわが国が必要とする鉱産物、農水産物の増産、品質の改善、価格の引下げを目的とする経済協力により多くの重点をおくこと。

一、かかる経済協力の促進策として、相手国の要請のある場合には、わが国から専門家、技術者の派遣により基礎的な調査や企画立案を行なうこと。

一、相手国の輸出意欲を刺激する手段として、長期的な輸入契約を結ぶ必要があること。

一、相手国と経済協力のための混合委員会を現地に設置すること。

一、金融面の解決策として、第三国または現地通貨との多角的な協調による金融（例えばアメリカ開発借款基金や余剰農産物資金の利用）か、または現行の日本輸出入銀行の融資条件の緩和、現在事

わが国対東南アジア経済協力の新段階

実上凍結状態にある五〇億円の東南アジア開発基金の弾力的活用、さらに新しい機関ないし基金の設置などを考慮・検討すること。

一、現地の要望に応え、中小企業の現地進出に対する保障制度、金融措置を講ずること。

一、東南アジアの国々は、それぞれ国情を異にし、協力の内容、規模、利潤の度合、返済期間の長短などが大きく相違している。そこで今後は相手国の実情やわが国に対する得失などを考えて、画一的には扱わず、一応わが国の経済力の限界を考慮に入れながらも、融資条件の徹底的な改善を図ること。

また「技術協力の推進」については、(一)技術協力予算の大幅拡大、(二)派遣技術者、専門家の質的向上、(三)研修生の待遇改善とくに宿舎の整備、(四)技術協力の効果の調査、(五)技術センター設置に対する細心な配慮などの必要なことを挙げている。

上に要約した限りでは、多少希望条件の羅列に止まる感なきをえないが、要はこれらを本格的に実行する用意と覚悟があるか否かに懸ると見られる。現在までの経過において、その後の政府の努力により「開発輸入」の対象として、(一)南ボルネオ・カリマンタン周辺のパラワン材、(二)スマトラの石油開発、(三)インドのラップおよびパイラデーラ鉱山の鉄鉱石、(四)ビルマの鉄鉱石およびアンチモニー鉱などが、考慮されてきており、さらにこのような直接の資源開発に止まらず、これらの輸出のための陸運や港湾施設の建設についても、経済・技術協力の具体化が企図されている。ことに前記の現地

での混合委員会の設置は、「経済協力懇談会」の形式での設立を、先ずインドネシア、インド、ビルマの三国に呼びかけることになった。

開発輸入の促進を主軸とするわが国の新経済・技術協力方策の適用の試みが、実るか否かは、予測を許さない。こうした方策の推進には、要は官・民の共同歩調と協力こそが前提とされるべきであらう。

五

「開発輸入」を骨子とするわが国の新経済・技術協力の推進に対して、東南アジアの各国がどのような反応を示すかは、実のところ未だあまり明白ではない。たださきにも触れた如く、最近においてケース・バイ・ケースに、しかもバイラテラルな交渉によって、若干の案件がとり上げられ、ないしは検討されつつあることは事実である。

しかしここで注意を要するのは、わが国に対する相手国側の要望のうちには、ある程度の共通性をもつものと同時に、相当バラバラな内容のものを含む点である。例えば既掲の現地駐在経済担当官会議で明らかにされたところによっても、次の如き諸種の要請を包含している。

一、開発輸入の促進のための地下資源調査団派遣の要望（フィリピン、インドネシア、マラヤ、インド）

一、開発輸入の重点を農業におくべきとするもの（カンボジア、南ヴェトナム）

一、開発した物資の長期的な輸入の保証を、日本が与えるべきとの希望（タイ）

一、アメリカの資金などを利用した経済協力よりも、賠償協定に基づく経済協力や借款の供与を望むもの（ビルマ、フィリピン、インドネシア）

一、返済を要する借款ではなく、開発用資金と資材の贈与を希望（ラオス、カンボジア、南ヴェトナム、パキスタン）

二、延払い輸出の条件緩和（インドネシア、台湾）

一、鉄道、港湾への融資（マラヤ）

一、インドス河の水利開発の促進（パキスタン）

したがって、日本側としてもこれらのすべてを早急に充足することが無理と思われる以上、自ら相手側の実情、とりわけ現地内外の政治・経済条件を勘案して、具体化の可能性あるものから着手するという必要がある。その際、共通に扱えるものだけはその方が望ましいことは異論ないが、多くはやはりバイラテラルな方式での進捗を図ることにならざるをえないと思われる。この場合さきの経済協力懇談会の設置案からも推察されるのであるが、これまで比較的交流の多かったインド、それにビルマ、インドネシアに加え、フィリピン、南ヴェトナムなどの賠償相手国が当面の対象として重点を向けられる可能性が強い。

しかし原則的にバイラテラル方式が採用される限りにおいて、そこには今一つの問題点の現出を否定できない。それはヨーロッパ共同市場の発足、欧州小型自由貿易地域の設立案の進展、さらにはアフリカ経済共同体の形式などに具体化されつつある世界経済の地域化傾向に、東南アジア諸国がいかに対処すべきかの問題である。この点に関しては、すでに別の機会に検討したことがあるので、ここでは繰返さないが、その要点は、広大なアジア地域にヨーロッパ共同市場なみの単一の共同市場の形成は、到底不可能と考えられ、仮りにできるとすれば、旧英連邦グループ、社会主義国グループおよび極東グループ等に分れた複数の地域的経済協力集団の構成である。わが国の立場からいえば当然極東グループへの参加が予想されるのであるが、わが国の外、韓国、台湾、南ヴェトナム、フィリピン等を主要構成員とするこのグループの経済協力の効果、全体としての経済力の向上には多大の期待を寄せることは難しい。そこで純経済的見地からするかぎり、このグループは中共の参加なくしては強固のものたりえない。しかしいうまでもなく、それは余りにも大きな国際政治上の係争問題に懸るだけに、早期のしかも抜本的な解決は望みえない。したがってこの問題の国際的解決を志望しながら、徐々に可能な範囲での対中共貿易の拡張を期する以外はないであらう。

いずれにしても、こうした地域的な経済協力グループの編成には、単に空間的なファクターについての考察のみならず、時間的ファクターについての考慮を必要とする。つまりアジア地域における経済共同体の形成、とりわけ有力な極東グループの構成に関しては、これを長期的な将来の目標として努力を積重ねていくことを志すべきであり、短期的観点からはグループの内外を問わず、バイラテラル方式による経済・技術協力の促進を図ることが至当であろう。その理由の一つは、若し日本が遅疑逡巡する態度をとれば、いずれかの第三国がこれに代ることは必須と見てよく、また二つには、さき頃の欧州通貨の交換性回復に伴う、先進国を中心とする世界貿易の自由化傾向は、少なくとも東南アジア諸国を含む世界の後進諸地域に対しては、後者の地域化を阻んでこれを先進国陣営に強く結びつける可能性なしとしないからである。そこには後進諸国の再植民地化の危険さえ予想されるわけであって、東南アジア諸国としても、またいわゆる中進国とよばれる日本としても、これへの対策をも含めて、新情勢に処すべき転機にあることを重ねて指摘しておくべきである。日本の対東南アジア経済協力の新段階とは、正にこのような複雑な環境と条件を含み、その解決の志向を見出すべき時期であるといえよう。